

第29回 全商連共済会総会が開催

(市ヶ谷カンファレンスセンター)

6月20・21日(土・日)第29回全商連共済会総会が市ヶ谷カンファレンスセンター(東京都)において開催されました。福島県を代表して福商連共済会理事長の山崎(いわき)さん、代議員参加の斎藤朝興(福島)さん、深谷壽夫(白河・矢吹西支部)さん、評議員参加の鍬水(県連・事務局長)さんの4名が参加しました。

20日午後から全体会、21日は午前中分散会と午後全体会が開かれ、全会一致で総会方針、決算・予算、新役員が承認されました。

須賀川民商の加入率100%達成で表彰されています。白河民商共済会加入率は95.2%です。全会員を目指しましょう。

規約・運営規定の改正があり6月1日を起点として、①短期入院見舞金、短期入院休業見舞金を「連続2日以上入院」から支払われること。②免責期間が3か月に短縮になること。

また加入・退会・移動などの申請書、共済会の請求書の取り扱いが変更になります。一部書類について本人印鑑の押印不要となります。

制度改善の今後については、引き続き「より民商らしい共済」をめざして検討していくことになりました。



・税務調査についての・

10の心得

みんなの知恵と経験を出し合って、不当な税務調査を許さない活動を強めましょう

- 1 自主申告は権利**
自主申告こそ納税者の基本的な権利です(国税通則法16条)
- 2 相手の身分確認を**
税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査書を出させて相手の身分を確認すること(国税通則法74条13)
- 3 事前通知を励行させよう**
事前通知が義務化されました。調査理由など11項目を確認すること(国税通則法74条9、罰法13条・31条)。「調査理由を開示すること」(国税通則法74条9、罰法13条・31条、国税庁の税務調査方針)
- 4 調査日時の変更は可能**
事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます(国税通則法74条9、罰法13条・31条、国税庁の税務調査方針)
- 5 承諾なしの反面調査は断る**
本人の承諾は? 納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」(国税庁の税務調査方針)
- 6 信頼できる立会人を**
納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」(審判・東京高裁判決1993年2月23日確定) 質問応答記録書の作成は断る
- 7 調査は目的の範囲に**
目的外はダメ! 調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」(罰法13条・31条、国税庁の税務調査方針)
- 8 承諾なしの立ち入りは違法**
納税者の承諾なしに工場や店内に入ることは違法です。事務所、二端、店内、まして自宅まで一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」(罰法35条・住居の不可侵)
- 9 勝手な取り調べは違法**
検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法(北村大蔵審判・大蔵審判決定、1996年3月19日に確定)。また、帳簿や伝票類の勝手なコピーや撮影、パソコン内データのダウンロードはさせないこと。調査記録を開示させない調査をやめさせる
- 10 サインは命**
サインは命。税務署員に求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類(質問応答記録書など)でもその場でサインせず、よく考えてからにすること(公務員の職務乱用・罰法193条)

税務調査の10の心得を再確認しよう!

毎年、7月10日は税務署員の異動日です。今後税務調査等が始まると思われる。あらためて「税務調査の心得」を確認していきましょう。

7月10日 税務署員異動

相談をご希望の方は事務所まで申し込みください

7月9日(木)午後4時

7月の無料法律相談・なんでも相談会

白河民商
発行所
白河市天神町28
白河民商共済会
TEL(27)3161